

計量・検針に関わる不適切な事例の判明について

平成20年3月19日
北陸電力株式会社

このたび、計量・検針に関わる不適切な事例が下記のとおり3件判明しましたので、お知らせいたします。

1. 蓄熱調整契約の受付処理誤りによる電気料金の過徴収
2. 計器の年月日設定誤りによる電気料金の誤徴収
3. 検針票の「電気料金概算額」の誤表示

今後、二度とこうしたことが起きないように、再発防止を徹底してまいります。

1. 蓄熱調整契約の受付処理誤りによる電気料金の過徴収について

蓄熱調整契約¹(蓄熱式冷暖房機器等)のお客さまにおいて、電気のお申し込みの際の受付処理誤りにより、電気料金を過大にお支払いいただいていた事例が1件判明しました。

これは、本来、蓄熱負荷の使用量を動力負荷(モーター等)の使用量に加算しない計量方式で受付すべきところ、誤って動力負荷の使用量に加算する計量方式で受付したため、電気料金を過大にお支払いいただいたものです。

2. 計器の年月日設定誤りによる電気料金の誤徴収について

季節別時間帯別電灯 契約(エルフナイト10プラス)²に使用する計器において、年月日を誤って設定し、誤った金額をお支払いいただいていた事例が2件判明しました。

これは、お客さまからの電気のお申し込みを受けて取り付けする計器の年月日を誤って設定したため、曜日・祝日など電気料金算定の基になる年月日が誤って適用され、電気料金に影響したものです。

上記1および2のお客さまには、個別に事情をご説明し、多大なご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げるとともに、お支払いいただいた電気料金の精算手続きを進めさせていただいています。

また、現在、同様な事象がないか、同契約に加入のお客さまについて調査を行っています。

3. 検針票の「電気料金概算額」の誤表示について

本年3月分検針において、石川県白山市、福井県福井市および永平寺町のお客さま約800件に配布した検針票（北陸電力からのお知らせ）の「今月分料金(概算)」が誤っていました。

これは、3月1日からの料金の変更に伴い、新しい電気料金単価で算定すべきところ、誤って古い電気料金単価のデータが入った検針用携帯端末を使って検針作業を行ったため発生したものです。

なお、この今月分料金(概算)は、検針時の使用量にもとづき算定し、電気料金額の目安としてお知らせしているもので、料金請求時には改めて計算し、正しい金額でご請求させていただきます。

誤った今月分料金(概算)をお知らせしたお客さまには、個別に事情をご説明し、多大なご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げるとともに、正しい検針票と差し替えさせていただきます。

以 上

1 蓄熱調整契約

夜間の蓄熱電力量により電気料金を割り引きする契約であり、蓄熱式冷暖房機器等のご使用により、お客さまに夜間への負荷移行を実施していただくことで、電力設備の効率的運用を図ることを目的としているものです。

2 季節別時間帯別電灯 契約（エルフナイト10プラス）

季節別時間帯別に電気料金を設定した契約であり、季節別では夏季とその他季、曜日別では平日と日祝日、時間帯別では昼間と朝夕と夜間で、それぞれ電気料金を設定しています。